

県北広域振興局長告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年10月24日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 281号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
久慈市長内町第23地割51番7地先から第26地割16番4地先 まで	新	m 10.0～13.0	m 174.0
	旧	10.0	174.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成29年10月24日から同年11月24日まで